

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定教育・保育施設等に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		子ども・子育て支援法
条 項		第 39 条第 1 項及び第 3 項、第 51 条第 1 項及び第 2 項、第 57 条第 1 項及び第 2 項
所 管 課		子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 (電話：048-829-1883)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>「さいたま市特定教育・保育施設等監査実施要綱」に基づき、特定教育・保育施設等の設置者等に対し、子ども・子育て支援法第 39 条第 1 項及び第 51 条第 1 項に規定する確認基準違反等が認められた場合、並びに第 55 条第 1 項に規定する内閣府令で定める基準に従って、適正な業務管理体制の整備をしていないと認める場合に行なうことができる。</p> <p>また、勧告を受けた特定教育・保育提供者が定められた期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>
備 考		